

平成15年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,451千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,763,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 入 金		45,000	200	45,200
	1 基金繰入金	45,000	200	45,200
2 繰 越 金		35,689	△ 200	35,489
	1 繰 越 金	35,689	△ 200	35,489
3 諸 収 入		1,783,433	△ 451	1,782,982
	1 雜 入	1,783,433	△ 451	1,782,982
4 県 債		908,000	△ 8,000	900,000
	1 県 債	908,000	△ 8,000	900,000
歳 入 合 計		2,772,134	△ 8,451	2,763,683

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 991,934	千円 △ 8,451	千円 983,483
	1 港 湾 費	991,934	△ 8,451	983,483
歳 出 合 計		2,772,134	△ 8,451	2,763,683

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 土木費		千円 563,000
	1 港湾費	563,000
合	計	563,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本臨海用港造成事業費	千円 (借入先) 財務省、日本郵政公社、 公営企業金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	908,000	年10% 以 内	30年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。	千円 900,000	(補正)前	正に同じ)	

平成15年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,644千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,149千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 越 金		10,149 △	1,644	8,505
	1 繰 越 金	10,149 △	1,644	8,505
歳 入 合 計		122,793 △	1,644	121,149

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 10,149	千円 △ 1,644	千円 8,505
	1 総務管理費	10,149	△ 1,644	8,505
歳出合計		122,793	△ 1,644	121,149

平成15年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ228,886千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国庫支出金		86,184	△ 12,918	73,266
	1 国庫補助金	86,184	△ 12,918	73,266
2 繰 入 金		142,970	△ 33,618	109,352
	1 一般会計 繰 入 金	35,400	△ 20,700	14,700
	2 基金繰入金	107,570	△ 12,918	94,652
歳 入 合 計		275,422	△ 46,536	228,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		275,422	△ 46,536	228,886
	1 育英資金	275,422	△ 46,536	228,886
歳 出 合 計		275,422	△ 46,536	228,886

平成15年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,835千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		131	△ 63	68
	1 国庫補助金	131	△ 63	68
2 繰 入 金		132	△ 64	68
	1 一般会計 繰 入 金	132	△ 64	68
3 繰 越 金		208,057	△ 219	207,838
	1 繰 越 金	208,057	△ 219	207,838
4 諸 収 入		108,696	165	108,861
	1 貸 付 金 元利収入	108,696	165	108,861
歳 入 合 計		317,016	△ 181	316,835

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林業費		316,614	△ 126	316,488
	1 林業改善資金	316,614	△ 126	316,488
2 公債費		201	△ 40	161
	1 公債費	201	△ 40	161
3 諸支出金		201	△ 15	186
	1 繰出金	201	△ 15	186
歳 出 合 計		317,016	△ 181	316,835

平成15年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,815千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,362千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 諸 収 入		154,000	△ 6,815	147,185
	1 貸 付 金 元 利 収 入	154,000	△ 6,815	147,185
歳 入 合 計		157,177	△ 6,815	150,362

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 農水産業費		157,177	△ 6,815	150,362
	1 沿岸漁業改善資金	157,177	△ 6,815	150,362
歳出合計		157,177	△ 6,815	150,362

平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成15年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,500,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,475,565千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 越 金		3,275,000	△ 2,500,000	775,000
	1 繰 越 金	3,275,000	△ 2,500,000	775,000
歳 入 合 計		4,975,565	△ 2,500,000	2,475,565

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 △ 千円	計 千円
1 諸支出金		3,275,000	△ 2,500,000	775,000
	1 繰 出 金	3,275,000	△ 2,500,000	775,000
歳 出 合 計		4,975,565	△ 2,500,000	2,475,565

平成15年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143,379千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,646,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 分担金及び 負 担 金		1,549,403	△ 72,549	1,476,854
	1 負 担 金	1,549,403	△ 72,549	1,476,854
2 繰 入 金		470,924	△ 12,498	458,426
	1 一般会計 繰 入 金	470,924	△ 12,498	458,426
3 繰 越 金			2,034	2,034
	1 繰 越 金		2,034	2,034
4 諸 収 入		143,126	△ 51,366	91,760
	1 雜 入	143,126	△ 51,366	91,760
5 県 債		423,000	△ 9,000	414,000
	1 県 債	423,000	△ 9,000	414,000
歳 入 合 計		3,789,653	△ 143,379	3,646,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 3,169,424	千円 △ 133,616	千円 3,035,808
	1 流 下 水 道 費	3,169,424	△ 133,616	3,035,808
2 公 債 費		620,229	△ 9,763	610,466
	1 公 債 費	620,229	△ 9,763	610,466
歳 出 合 計		3,789,653	△ 143,379	3,646,274